

2026年3月30日  
国立大学法人宮崎大学  
国立大学法人鹿児島大学  
一般社団法人南九州高等教育連携機構

## 一般社団法人南九州高等教育連携機構が 大学等連携推進法人に認定されました

令和7年12月5日に、国立大学法人宮崎大学と国立大学法人鹿児島大学が設立した、一般社団法人南九州高等教育連携機構（代表理事：井戸章雄（鹿児島大学長））が、令和8年3月26日に文部科学大臣から「大学等連携推進法人」の認定を受けました。

とりわけ大学経営が厳しい中、両県において、教員採用数が限られている一方で免許取得者の養成が求められる高等学校「情報」及び、中学校・高等学校の実技系教科（美術、技術、家庭）は、教職課程認定の維持に必要な専任教員の確保が困難となりつつあります。一方で、これらの教科については両県とも正規教員数が限られており、臨時免許で対応するなどの措置がとられています。さらに、近年の教育現場においては、特別支援教育やICTを活用した個別最適な学びの推進に加え、いじめや不登校等への対応など、教育課題の多様化が顕著となっています。

これらの複雑かつ高度な課題に対しても、単独の大学による対応では限界があるため、両大学が協働してカリキュラムの開発や研修プログラムの実施を行うことにより、実践的かつ地域に根ざした教員の育成が可能となります。

まずは、教学上の特例※を活用し、一方の大学で開講困難な科目を、両大学連携による連携開設科目として順次開設していきますが、将来的には、両大学の強み・特色を活かし、宮崎大学は、小中一貫教育を踏まえた各教科に係る連携開設科目を、鹿児島大学は、少人数教育や複式学級指導を踏まえた各教科に係る連携開設科目をそれぞれ提供し、これらの実績を積んだ上で、双方の特色を活かした実技系教科の連携教職課程の設置（両大学が同一の免許状の種類の教職課程認定を同時に受ける）を目指します。

今後も、両大学の強み・特色を活かし、両大学の教育及び研究の質の向上と、南九州地域の将来を担う人材（地域を牽引する人材）の育成に貢献してまいります。

※ 今回「大学等連携推進法人」の認定を受けたことにより、大学間で連携開設科目の開設（授業科目の共通化）などの教学上の特例が認められます。

参考リンク：文部科学省（大学等連携推進法人）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigakurenkei/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakurenkei/index.html)

&lt;宮崎大学・鹿児島大学における教職課程の連携&gt;


**宮崎大学・鹿児島大学における教職課程の連携**

**【課題】**

- ・両大学とも、教職課程の認定上、必要な各教科の専任教員定数を下回る状況や、今後下回ると予想される状況にある。
- ・実技系教科は教員採用数が少なく、将来的ニーズについても、楽観できない状況にあり、教科の維持が難しい。
- ・一方、南九州における教員養成を担ってきた両大学の歴史と社会的責務を考えると、両大学における実技系教科の教職課程を維持する方を検討する必要がある。
- ・また、新たなニーズにも応えていく必要がある。

**【方策】**

大学等連携推進法人、さらには連携教職課程の設置により、両大学の実技系教科の教職課程を維持、充実する。

**ロードマップ案**
**【令和8年度】**

大学等連携推進法人の認定  
：両大学が教職課程認定を個別に受ける

科目の共通化（連携開設科目の開設）

移行の際の代替措置：基幹教員制度（クオアポ）の活用  
○課程維持に必要な教員定数分を充足

**【令和10年度】**

連携教職課程の設置  
：両大学が同一の免許状の種類の教職課程認定を同時に受ける

連携教職課程における専任教員の共通化を活かし、新たな教職課程を設置する。  
例：特別支援教育「聴覚」  
高校「情報」等

**【本件に関するお問い合わせ先】**

国立大学法人宮崎大学 企画総務部総務広報課広報係  
TEL: 0985-58-7114  
E-mail: [kouhou@of.miyazaki-u.ac.jp](mailto:kouhou@of.miyazaki-u.ac.jp)

国立大学法人鹿児島大学 総務部総務課広報・渉外室広報係  
TEL: 099-285-7035  
E-mail: [sbunsho@kuas.kagoshima-u.ac.jp](mailto:sbunsho@kuas.kagoshima-u.ac.jp)

## 国立大学法人宮崎大学と国立大学法人鹿児島大学との 包括的連携に関する協定書

### (目的)

第1条 本協定は、国立大学法人宮崎大学（以下「宮崎大学」という。）と国立大学法人鹿児島大学（以下「鹿児島大学」という。）が、包括的な連携のもと、両者の強みや特色を活かして教育、研究、地域貢献等の分野において広く連携し教育、研究の質の向上を図り、もって社会の発展及び人材育成に寄与することを目的とする。

### (連携・協力事項)

第2条 宮崎大学と鹿児島大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 地域貢献に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) 学生及び教職員の交流に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

### (協議事項)

第3条 本協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者協議のうえ定めるものとする。

### (守秘義務)

第4条 両者は本協定に基づく活動において相手方より知り得た情報については、適切に管理するとともに、相手方の承認を得ずに第三者に開示してはならない。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、両者が協議のうえ本協定書を改定することができる。

本協定締結の証として本書2通を作成し、両者署名のうえ各自1通を保有する。

令和7年8月7日

国立大学法人宮崎大学  
学長

国立大学法人鹿児島大学  
学長

# 国立大学法人宮崎大学と国立大学法人鹿児島大学との包括連携協定



意見交換会 (@宮崎大学)



宮崎大学  
University of Miyazaki



国立大学法人  
鹿児島大学  
KAGOSHIMA UNIVERSITY

## ●これまでの連携実績

- ・ 定例の意見交換会（年1回開催）
- ・ 東京慈恵会医科大学を含めた3大学による単位互換協定締結や高木兼寛記念シンポジウムの開催
- ・ 長崎大学を含めた3大学による地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）に関する連携協定



東京慈恵会医科大学を含めた3大学による高木兼寛記念シンポジウム



長崎大学を含めたJ-PEAKSに関する3大学連携協定



東京慈恵会医科大学を含めた3大学による看護学交換・交流実習

## 包括連携協定項目

- ① 教育に関する事
- ② 研究に関する事
- ③ 地域貢献に関する事
- ④ 産学官連携に関する事
- ⑤ 学生及び教職員の交流に関する事
- ⑥ その他



宮崎大学オリジナルキャラクター

みやだいもうくん



鹿児島大学公式マスコットキャラクター

さっつん

包括的連携協定締結により組織間での課題解決・教育研究の更なる推進

# 大学等連携推進法人について

## 制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学の設置者等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定する制度を設ける。
- 併せて、大学等連携推進法人の社員が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した連携開設科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる等の特例措置を設ける。

(一般社団法人)〇〇地域大学ネットワーク機構

※評議会の設置は任意

**理事会**  
(理事3人以上、監事1人以上、代表理事1人)  
法人の業務執行の決定

法人の業務を執行

**社員総会**  
法人に関する重要事項の決議

・意見具申  
・業務の実施状況の評価

**大学等連携推進評議会**  
※学識経験者、産業界等で構成

①申請

②認定

文部科学大臣

※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の提出・公表を求める

## 大学等連携推進方針

- 連携の推進を図る意義、大学等連携推進業務に関する事項
- 連携開設科目の開設・共同教育課程の編成（大学間の役割分担含む）などの連携内容とその目標 等

## 大学等連携推進業務（例）

- 教育機能の強化：大学間における教学上の連携に係る管理（協議の場の運営等）
- 研究機能強化：産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同管理、知的財産の共同管理
- 運営効率化：FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

## 大学等連携推進法人における教学上の大学間連携

- 連携開設科目の開設、連携開設科目を活用した教職課程の共同設置、共同教育課程（共同学位）での各大学修得単位数の引下げ等

## 大臣による認定基準（例）

- 大学等連携推進業務を主たる目的とすること
- 大学等連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 大学等連携推進方針を策定し、インターネットの利用などの適切な方法により、公表していること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

「社員」として参画

参加法人(大学を設置する者)

(例) 国立大学法人

 **国立大学**

(例) 公立大学法人

 **公立大学**

(例) 学校法人

 **私立大学**



・研究開発法人  
・高等専門学校  
・関係自治体  
等

※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で新たに可能となる授業科目の連携開設について

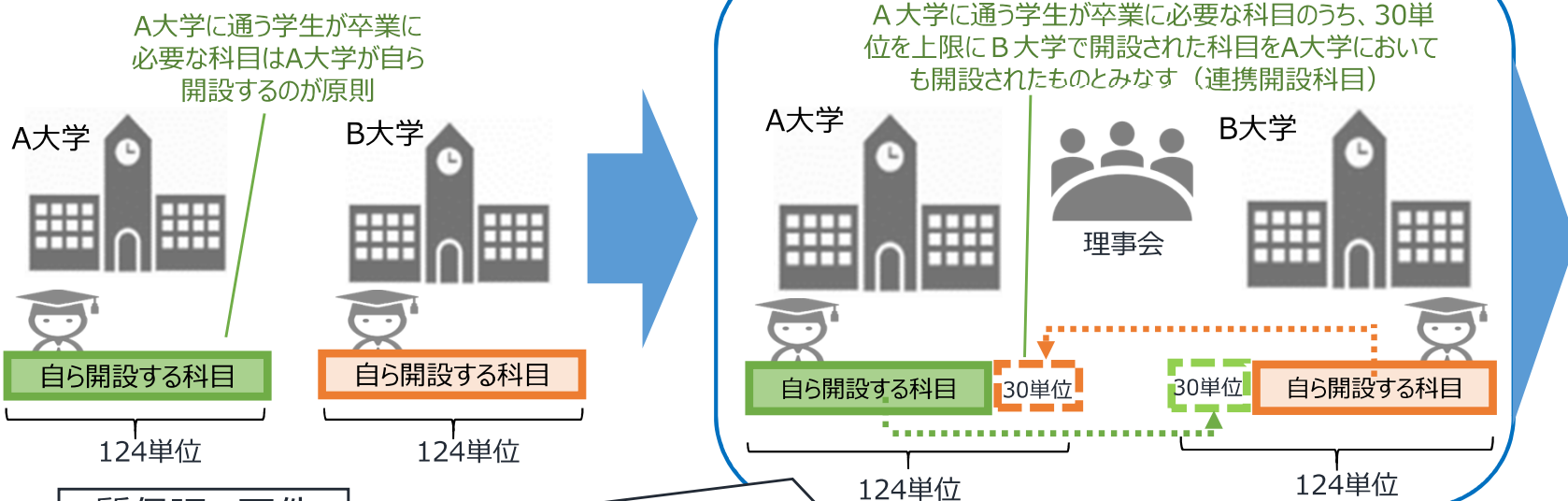
## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、大学設置基準第19条において、「**大学は、…教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。**」とされている（**自ら開設の原則**）。

社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要

- **質の保証にも留意**しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、**他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす**特例措置を設ける。

## <連携開設科目のイメージ※学士課程の場合>



## <得られる成果>

- ① 各大学の強みや特色を生かして、
    - ・充実した教育プログラムの提供
    - ・弱点分野の相互補完
    - ・**地域が求める人材等**を連携して育成
  - ② 各大学の教育研究資源を有効活用することで、
    - ・**きめ細かな指導や少人数教育**の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して**数理・データサイエンス・AI教育を実施**することや、**教養教育を充実**させることが可能に。

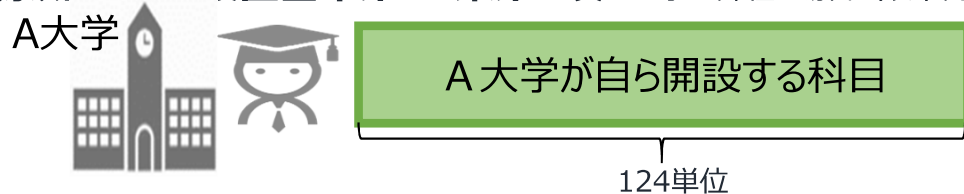
## 質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が**教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」**を策定し、**文部科学大臣へ届出**
- ✓ 参加大学間で**連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築**（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で**修得できる単位数の上限を設定**（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の**情報公表を義務付け** 等

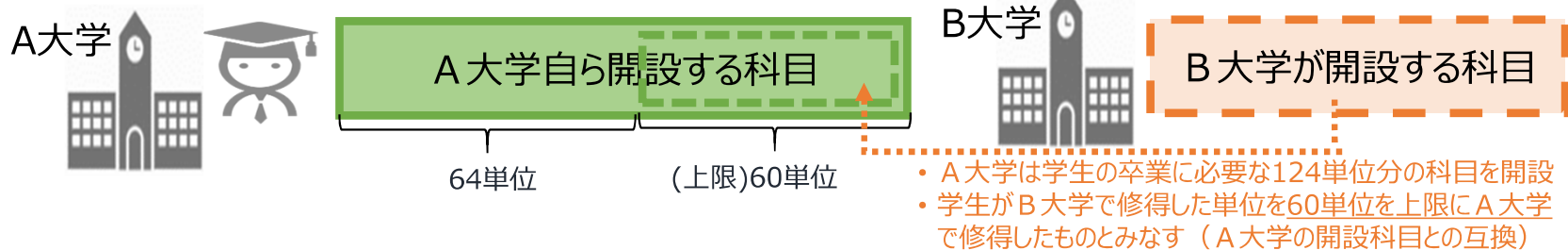
# 大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

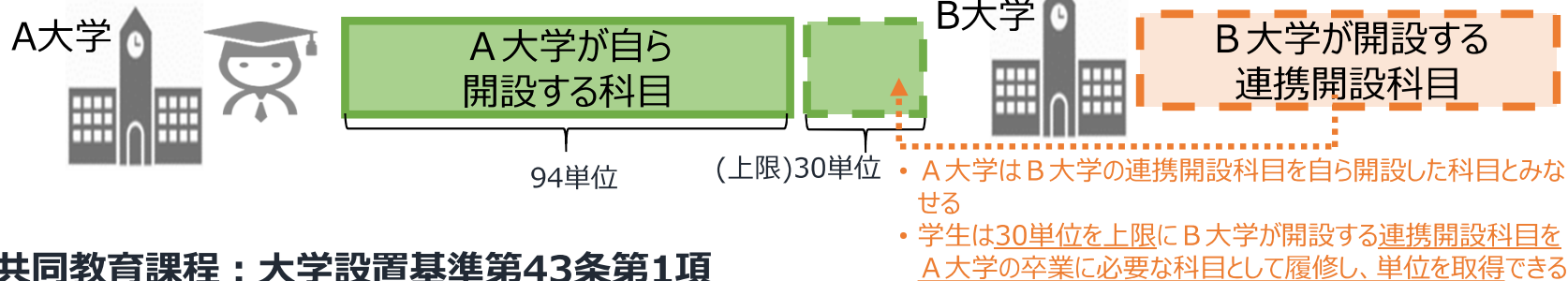
## ① 原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



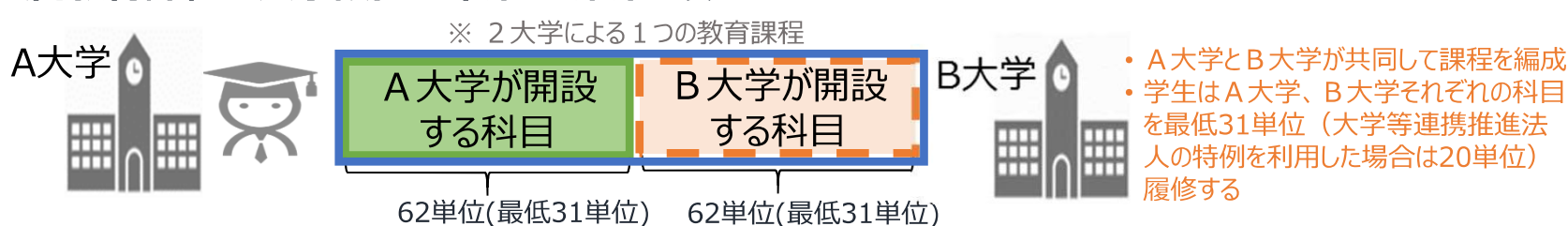
## ② いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



## ③ 連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



## ④ 共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



## ● 連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要